

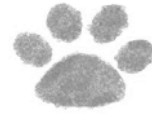
## 真剣に伝えたい気持ちがある方へ



行政書士会公式キャラクター  
「ユキマサ」くん

あづさ行政書士事務所

# 申立書作成のご案内



**申立書とは**… 申請書に書けない個別の事情を、行政に詳しく説明するために作成する文書のことです。申立書を提出すれば同じ説明を繰り返さなくてすむ上に、審査機関にあなたの声をそのまま届けられます。

### ◎ 申立書の作成について

ご予約後、相談者様が希望される場所で面談をし、こちらで申立書を作成します。内容の修正や、文書の印刷は何度でもいたします。

面談：通常 1 時間程度 / 作成料：5,000円（A4用紙 1 枚）

⇒ こんなときにご利用ください。

- ・ 福祉制度の利用などで、日常の様子を詳しく説明したい。
- ・ 保育園の入園申込みで、より強く家庭の実情を訴えたい。
- ・ 不登校などで、学校・施設に特別の配慮をお願いしたい。
- ・ 行政、施設、その他の組織に書面の形で要望を伝えたい。



行政書士は、行政手続きや書類作成の国家資格者です。

### ◎ ご注意いただくこと

- ・ 行政書士は、法律による守秘義務があります。相談内容が外に伝わることはありません。
- ・ 電話やメールでの面談は、特別なご事情があるときのみに限らせていただきます。
- ・ 面談は、相談者様のご自宅や施設などに訪問するか、静かな場所を確保して行います。当事務所から面談場所まで、車や電車の移動で40分以上かかるときは、交通費を請求させていただきます（事前に金額をお知らせします／お見積もり無料）。

手続きなどでお困りのことも気軽にご相談ください。

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
千葉県行政書士会 千葉支部所属 登録番号:14100719  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
パソコンメールアドレス:azusa.g@zc.wakwak.com

